

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	52	所管厚労省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター		職員の身分	非国家公務員
法人概要	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。						
沿革	平成5年10月 国立国際医療センター発足(国立病院医療センターと国立療養所中野病院を統合) 平成22年4月 独立行政法人国立国際医療研究センター						
中期目標期間	平成22年4月～平成27年3月（5年間）						
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB]（現役出向）(4/1時点)				8	8	8	9[0]（0）
常勤役員数				4	4	3	4
非常勤役員数				4	4	5	5
常勤職員数[官庁OB]（現役出向）(4/1時点)				1,515	1,571	1,692	1,755[0]（18）
うち間接部門				50	47	45	45
うち事業部門				1,465	1,524	1,647	1,710
非常勤職員数（官庁OB）(4/1時点)				528（0）	616（0）	661（0）	725（0）
給与水準【事務・技術職員】 （年齢・地域・学歴勘案）				104.9（97.3）	102.9（95.3）	111.5（103.2）	—（—）
給与水準【研究職員】 （年齢・地域・学歴勘案）				118.4（114.2）	113.0（109.1）	118.9（115.0）	—（—）
給与水準【病院医師】 （年齢・地域・学歴勘案）				110.1（119.0）	103.2（113.3）	106.4（116.7）	—（—）
給与水準【病院看護師】 （年齢・地域・学歴勘案）				113.7（107.6）	108.5（104.8）	116.2（112.8）	—（—）
			年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			予算/決算	決算	決算	決算	当初予算
国からの 財政支出額 の推移 (百万円)	一般会計（百万円）			8,465	7,601	8,234	7,267
	うち運営費交付金			8,455	7,514	7,135	6,914
	うち施設整備費補助金			—	78	67	333
	うち施設整備以外の補助金・交付金			10	9	1,032	—
	うち委託費			—	—	—	20
	うち出資金			—	—	—	—
	特別会計（特会名）（百万円）			—	—	—	—
	うち運営費交付金			—	—	—	—
	うち施設整備費補助金			—	—	—	—
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	—	—	—
	うち委託費			—	—	—	—
	うち出資金			—	—	—	—
	計			8,465	7,601	8,234	7,267
支出額の推移（百万円）				40,752	41,363	45,619	44,119
収入額の推移（百万円）				48,201	41,054	43,135	47,661
国の財政支出/収入額（％）				17.6%	18.5%	19.1%	15.2%
財務データ (平成24年度、百万円)	資産合計			94,077	うち流動資産	14,872	
	負債合計			28,522	純資産合計	65,555	うち利益剰余金

※ 25年度の職員数は、組織を変更したため、平成25年6月1日現在とする。

# 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	52	所管 厚労省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター
-----	----	--------	-----	--------------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
研究事業	①感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患を中心とした戦略的研究・開発を推進に関する事業 ②根拠法等 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) ・健康・医療戦略(平成25年6月14日決定) ・臨床研究・治験活性化5か年計画2012(平成24年3月30日文部科学省・厚生労働省) ・医療分野の研究開発関連予算の要求の基本方針(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部) ・新たな医療分野の研究開発体制について(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部) ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) ・肝炎対策基本法(平成21年法律第97号) ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正(平成24年1月26日)	3,259	合計		2,305		
			国費	運営費交付金	1,269	該当なし	
				設備整備費補助金	119	該当なし	
			自己収入	業務収入等	917	該当なし	
臨床研究事業	①治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等に関する事業 ②根拠法等 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) ・健康・医療戦略(平成25年6月14日決定) ・医療分野の研究開発関連予算の要求の基本方針(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部) ・新たな医療分野の研究開発体制について(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部) ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) ・肝炎対策基本法(平成21年法律第97号) ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正(平成24年1月26日)	3,216	合計		2,285		
			国費	運営費交付金	2,155	社団法人日本アイトープ協会	1
				施設整備費補助金	67	該当なし	
			自己収入	業務収入等	63	財団法人献血供給事業団	11
診療事業	①高度先駆的な医療、標準化に資する医療、患者及び家族の視点に立った良質かつ安全な医療の提供に関する事業 ②根拠法等 ・医療法(昭和23年法律第205号) ・健康・医療戦略(平成25年6月14日決定) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) ・肝炎対策基本法(平成21年法律第97号) ・肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成23年5月16日) ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正(平成24年1月26日)	28,366	合計		28,438		
			国費	運営費交付金	157	該当なし	
				設備整備費補助金	721	該当なし	
				こころの健康づくり対策事業費補助金	10	該当なし	
			自己収入	業務収入、長期借入金等	27,550	社団法人日本アイトープ協会	94
			財団法人献血供給事業団	79			
			財団法人日本医療機能評価機構	4			
教育研修事業	①総合的な医療を基盤に感染症その他の医療に対する研究・医療の専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む)の育成に関する事業 ②根拠法等 ・健康・医療戦略(平成25年6月14日決定) ・肝炎対策基本法(平成21年法律第97号) ・肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成23年5月16日) ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正(平成24年1月26日)	3,071	合計		1,949		
			国費	運営費交付金	1,707	該当なし	
				設備整備費補助金	182	該当なし	
			自己収入	業務収入等	60	該当なし	

事務・事業の構造等（平成25年度）

# 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	52	所管	厚労省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター
-----	----	----	-----	-----	--------------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

情報発信事業	①研究成果等や収集した国内外の最新知見等について、国民及び医療機関への提供する事業及びエイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、肝炎情報センター、糖尿病情報センターを中心とした各疾患分野における全国的なネットワークの形成及び情報提供に関する事業 ②根拠法等 ・健康・医療戦略（平成25年6月14日決定） ・肝炎対策基本法（平成21年12月4日法律第97号） ・肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成23年5月16日） ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正（平成24年1月26日）	243	合計	214			
			国費	運営費交付金	214	該当なし	
国際協力事業	①開発途上国に対する国際保健医療協力事業（母子保健、感染症対策、保健システム強化、緊急援助等）及び国際保健医療協力に関する国内外の専門家の育成に関する事業 ②根拠法等 ・健康・医療戦略（平成25年6月14日決定）	575	合計	598			
			国費	運営費交付金	578	該当なし	
			自己収入	業務収入等	20	該当なし	
国立看護大学校事業	①国立高度専門医療研究センターにおける将来の幹部看護職員の育成、高い臨床看護実践能力、臨床看護研究能力を備えた看護師の育成及び国際医療協力を貢献できる看護師の養成に関する事業 ②根拠法等 ・健康・医療戦略（平成25年6月14日決定）	828	合計	854			
			国費	運営費交付金	571	該当なし	
			自己収入	業務収入等	283	財団法人結核予防会 公益社団法人清瀬市シルバー人材センター	3 1
その他	①法人全体に関わる業務等（管理部門人件費、管理部門設備保守、保育所運営費等） ②根拠法等 —	6,061	合計	6,492			
			国費	運営費交付金	484	該当なし	
			自己収入	業務収入等	6,008	該当なし	

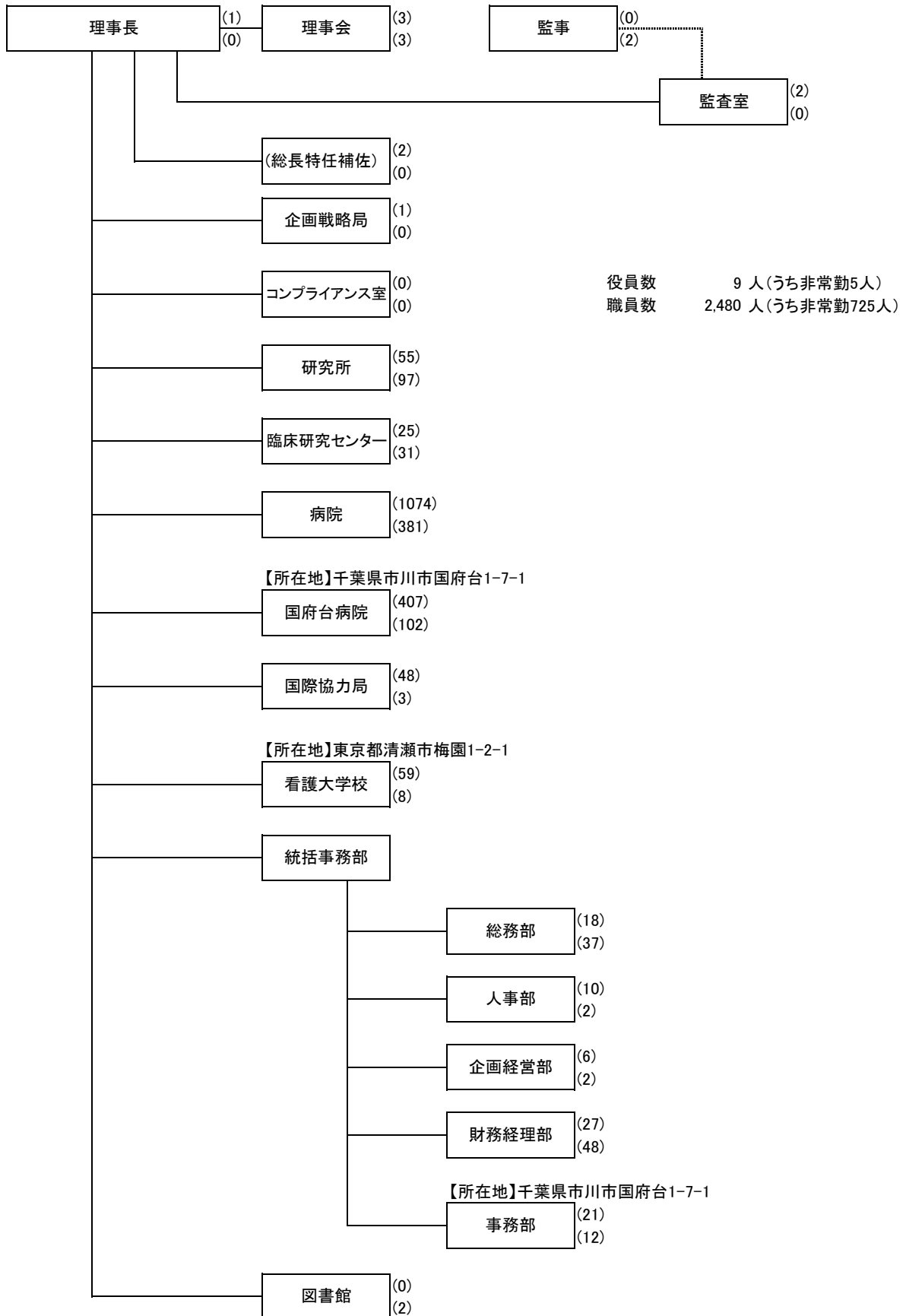
## ○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし		

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	52	所管	厚労省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター
-----	----	----	-----	-----	--------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）【所在地】東京都新宿区戸山1-2-1-1



※ 組織の変更により、平成25年6月1日現在の記載とする。  
※ ( )内数字の上段は常勤の人数、下段は非常勤の人数である。

No.	52	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○厚生労働省政策体系上の位置付けは以下のとおり。 【基本目標】安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 【施策大目標】国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること 【施策中目標】政策医療を向上・均てん化させること 【施策小目標】政策医療を開発・確立すること、政策医療の均てん化を図ること
○国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に関して、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立に向け、臨床を指向した研究を推進し、高度かつ専門的な医療を提供するとともに、国際医療協力、当該疾患に関する教育研修及び情報発信等を行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立及び均てん化を図っている。
○主な成果 ・高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）について、重症化の機序を解明することにより、その診断キットについて世界で初めて開発。また、この成果について、我が国の臨床現場で実践可能な「重症新型インフルエンザ診断と治療の手引き」として作成し、公表 ・米国の治療ガイドラインにおいて推奨されているHIV治療法のうち、同ガイドラインにおける第1選択療法では日本人患者は腎機能障害が多く発現することを解明し、同ガイドラインにおける「他の療法」を選択し治療する必要がある旨を医療現場で応用 ・C型慢性肝炎の治療効果に強く関係する因子（一塩基多型）が、ヒトのIL28B遺伝子に存在することを発見し、肝炎治療効果予測に関連することを世界で初めて報告。インターフェロン治療の効果予測（インターフェロン治療に効果のある患者の選別）として実際の臨床現場で活用 ・糖尿病について、遺伝子発現を調節するタンパク質（CITED2タンパク）が、肝臓からのブドウ糖の産生調整に中心的な役割を果たすことを世界に先駆けて明らかにし、米国科学誌「Nature Medicine」に掲載 ・国際医療協力として、アジア・アフリカ諸外国への専門家派遣や研修生の受入などにより、当該国の保健システムの確立や強化に協力

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

○メリット 組織や予算について、事前関与・統制から事後チェックに移行したこと、官庁会計から企業会計に移行したことにより、理事長の裁量による組織改革や医療機器の整備などで機動的な運営が可能となり、経営状況も明瞭となった。 また、外部資金を獲得できるようになり、研究等資金をより幅広く受け入れられることとなった。さらに、各国立高度専門医療研究センターにおいて国家公務員法に縛られずに個人の適性に応じた独自採用が出来ることとなり、優秀な人材の確保がしやすくなった。
○デメリット なし。

## ○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	004-4	救急患者の受入体制の充実(統合補助金分)
厚生労働省	80	独立行政法人国立国際医療研究センター運営費
厚生労働省	85	独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費
厚生労働省	117	国立国際医療研究センター臨床研究基盤体制整備事業
厚生労働省	767	精神障害者保健福祉対策

## ○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
医療機器保守委託	医療機器の保守業務	304百万	シーメンス・ジャパン(株)、東芝メディカルシステムズ(株)、GEヘルスケア・ジャパン、(株)バリアンメディカルシステムズ、オリンパスメディカルサイエンス販売(株)等
コンピュータ運営委託	システム関係の運営委託業務	292百万	(株)システム情報パートナー、日本電気(株)、富士フィルムメディカル(株)、(株)イノメディックス、東芝メディカルシステムズ(株)等
設備保守委託	機器設備の保守業務	137百万	日本空調サービス(株)、タカラビルメン(株)、エス・イー・シーエレベータ(株)、富士防災設備(株)、日新電機(株)等

No.	52	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
糖尿病システム運用管理	糖尿病システムの運用管理業務	27百万	日本ユニシス(株)
ネットワーク拡張整備委託	ネットワーク拡張業務の委託	26百万	日本電気(株)
電話交換機機保守委託	電話交換機等の保守業務	3百万	ジェイズ・テレコムシステム(株)
清掃委託	センター内の清掃業務	181百万	タカラビルメン(株)、日本空調サービス(株)、(有)エイトプリンズ、新設備工業(株)、(株)杉田商工等
駐車場管理業務	駐車場管理	83百万	タカラビルメン(株)
電話交換業務	電話交換業務	14百万	キョウワプロテック(株)、(株)アビック
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
医事業務	医事算定請求業務等	407百万	(株)ニチイ学館、タカラビルメン(株)、(株)健康保険医療情報総合研究所
検査委託	検査業務	396百万	(株)エスアールエル、(株)ビー・エム・エル、三菱化学メディエンス(株)
滅菌・物流管理業務	滅菌管理及び物流管理業務	295百万	日本ステリ(株)
給食業務	患者食の調理等給食業務	147百万	(株)シグマスタッフ、タカラビルメン(株)
看護助手業務委託	看護助手業務の委託	87百万	(株)トムスコジャパン、(株)シグマスタッフ、(株)スタッフサービス、(株)ニチイ学館
廃棄物処理委託	廃棄物の処理業務	57百万	日本衛生(株)、JFE環境(株)、高嶺清掃(株)、(株)ナリコー、(株)光伸清運等
寝具管理業務	寝具の管理業務委託	54百万	ワタキューセイモア(株)
洗濯委託	白衣等の洗濯業務	46百万	ワタキューセイモア(株)、タカラビルメン(株)、(株)トムスコジャパン
電気複写機保守委託	電気複写機の保守業務	37百万	富士ゼロックス(株)、リコージャパン(株)
被ばく線量測定業務委託	被ばく線量の測定業務委託	12百万	(株)千代田テクノル
現金集配業務	診療費の集配業務	2百万	テイケイ(株)

No.	52	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	—
② これに対する現時点での考え方	—
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）の附則第24条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創業に関係する他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。
② これに対する現時点での考え方	<p>○国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）では、平成22年の独立行政法人化以来、自由度の高い独立行政法人のメリットを活かして優秀な人材の確保や療養環境の改善等に取り組み、政策医療の開発・確立等という役割を効果的かつ効率的に果たしてきたところ。現在は、平成22年度から26年度までの第1期中期計画の途中にあるが、厚生労働省独立行政法人評価委員会では「独立行政法人化のメリットを活かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている」旨高く評価を受けており、引き続き、現行体制のままで、各NCがそれぞれの政策医療の開発・確立等に責任をもって取り組んでいくことが適切と考えている。</p> <p>○これまでバイオバンク事業などの共同研究や国立病院機構、労働者健康福祉機構との医薬品等の共同購入などを実施しており、さらなる効果的・効率的な運営に取り組んでいく。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	—
② 対応状況	—

No.	52	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

○国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国民の健康に重大な影響を及ぼし国民的な課題となっている特定の疾患や、患者が希少であったり治療が困難な疾患など、国が政策的に取り組むべき疾患について、高度専門的な医療の研究開発及び提供を一体的に実施し、併せて当該疾患に関する人材育成や情報発信を行い、ひいては政策医療の開発・確立及び均てん化を図っている。

○NCでは、平成22年の独立行政法人化以来、自由度の高い独立行政法人のメリットを活かして優秀な人材の確保や療養環境の改善等に取り組み、政策医療の開発・確立等という役割を効果的かつ効率的に果たしてきたところ。現在は、平成22年度から26年度までの第1期中期計画の中途にあるが、厚生労働省独立行政法人評価委員会では「独立行政法人化のメリットを活かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている」旨高く評価を受けており、引き続き、現行体制のままで、各NCがそれぞれの政策医療の開発・確立等に責任をもって取り組んでいくことが適切と考えている。

○なお、各NCが対象とする分野は専門性及び個別性が高く、各NCはその分野に精通した医療者・研究者の元で独立して運営されることが適切である。



No.	52	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

○研究開発の特性を踏まえた柔軟な運営、また、長期的に安定した運営が可能となる観点から制度設計についてご配慮いただきたい。

○国立高度専門医療研究センターの理事長は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第7条の規定により、2年の任期と定められているが、5年の中期計画を責任を持って実施するためには、当該期間を踏まえた理事長の任期の設定についてご配慮いただきたい。